


広告掲載仕様書①

1 広告媒体について

名称	エレベーター1号機内壁面広告	
規格・判型	A2 サイズ	
設置可能数	1基×1面	
掲載単位	1面ごと1月単位	
内容等	青葉区役所エレベーター内の壁面に、ポスター等を掲出する。	
設置場所・設置方法	<p>青葉区役所エレベーター1号機内の壁面に、A2サイズポスター等を設置し、広告の掲出を行う。</p> <p>なお、広告は落下等防止に十分配慮し、しっかりと固定を行う。また、事業終了後は原状回復することとし、広告の設置(設置するフレーム等を含む)、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。</p>	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	


2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース	枠数	色数
エレベーター内壁面	A2 サイズ	1枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	<p>区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと</p> <p>庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること</p> <p>その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による</p>
納品(入稿)方法	<p>原稿素案提出締切日:掲出開始日の1月前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで</p> <p>※掲出前に広告内容の審査を受けてください。</p>
提案する内容	<p>広告掲載料 最低価格 84,000円(消費税込)以上/年</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。

広告掲載仕様書②

1 広告媒体について

名称	エレベーター2号機内壁面広告	
規格・判型	A2 サイズ	
設置可能数	1基×1面	
掲載単位	1面ごと1月単位	
内容等	青葉区役所エレベーター内の壁面に、ポスター等を掲出する。	
設置場所・設置方法	<p>青葉区役所エレベーター2号機内の壁面に、A2サイズポスター等を設置し、広告の掲出を行う。</p> <p>なお、広告は落下等防止に十分配慮し、しっかりと固定を行う。また、事業終了後は原状回復することとし、広告の設置(設置するフレーム等を含む)、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。</p>	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	


2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース	枠数	色数
エレベーター内壁面	A2 サイズ	1枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	<p>区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと</p> <p>庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること</p> <p>その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による</p>
納品(入稿)方法	<p>原稿素案提出締切日:掲出開始日の1月前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで</p> <p>※掲出前に広告内容の審査を受けてください。</p>
提案する内容	<p>広告掲載料 最低価格 84,000円(消費税込)以上/年</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。

広告掲載仕様書③

1 広告媒体について

名称	エレベーター3号機内壁面広告	
規格・判型	A2 サイズ	
設置可能数	1基×1面	
掲載単位	1面ごと1月単位	
内容等	青葉区役所エレベーター内の壁面に、ポスター等を掲出する。	
設置場所・設置方法	<p>青葉区役所エレベーター3号機内の壁面に、A2 サイズポスター等を設置し、広告の掲出を行う。</p> <p>なお、広告は落下等防止に十分配慮し、しっかりと固定を行う。また、事業終了後は原状回復することとし、広告の設置(設置するフレーム等を含む)、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。</p>	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	


2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース	枠数	色数
エレベーター内壁面	A2 サイズ	1枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	<p>区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと</p> <p>庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること</p> <p>その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による</p>
納品(入稿)方法	<p>原稿素案提出締切日:掲出開始日の1月前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで</p> <p>※掲出前に広告内容の審査を受けてください。</p>
提案する内容	<p>広告掲載料 最低価格 84,000円(消費税込)以上/年</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。

広告掲載仕様書④

1 広告媒体について

名称	エレベーター1号機・3号機扉外側広告	
規格・判型	縦 2,100mm×横 900mm	
設置可能数	2基×1面(1階)	
掲載単位	1面ごと1年単位	
内容等	青葉区役所1階にあるエレベーター扉の外側に、エレベーターラッピング広告を掲出すること。	
設置場所・設置方法	青葉区役所1階にあるエレベーター1号機及び3号機の扉外側に、エレベーターラッピング(全面シート貼り)を想定)を設置し、広告の掲出を行う。 事業終了後は原状回復することとし、広告の設置、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	

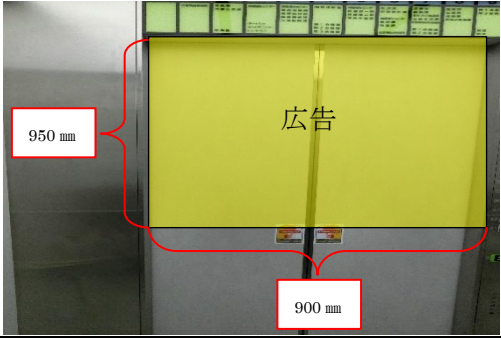
2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース(縦×横)	枠数	色数
1階エレベーター扉外側	縦 2,100mm×横 900mm	2枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと 庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による
納品(入稿)方法	原稿素案提出締切日:掲出開始日の1月前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで ※掲出前に広告内容の審査を受けてください。
提案する内容	広告掲載料 最低価格 400,000円(消費税込)以上/年
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。

広告掲載仕様書⑤

1 広告媒体について

名称	エレベーター1号機・3号機扉内側広告	
規格・判型	縦 950mm×横 900mm	
設置可能数	2基×1面	
掲載単位	1面ごと1年単位	
内容等	青葉区役所エレベーター扉の内側に、エレベーターラッピング広告を掲出すること。	
設置場所・設置方法	<p>青葉区役所エレベーター1号機及び3号機の扉内側に、エレベーターラッピング(上部シート貼り)を想定)を設置し、広告の掲出を行う。</p> <p>事業終了後は原状回復することとし、広告の設置、入替え、撤去、及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。</p>	
広告媒体所管課	青葉区区民部総務課	

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	広告スペース(縦×横)	枠数	色数
エレベーター扉内側	縦 950mm×横 900mm	2枠(1枠1広告)	制限なし

広告掲載が望ましくない業種・内容	<p>区役所の業務に支障をきたす内容とならないこと</p> <p>庁舎内の各種案内表示等を損なわないデザイン・色使いとすること</p> <p>その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準による</p>
納品(入稿)方法	<p>原稿素案提出締切日:掲出開始日の1月前(土日・祝日にあたる場合は、直近の開庁日)まで</p> <p>※掲出前に広告内容の審査を受けてください。</p>
提案する内容	<p>広告掲載料 最低価格 200,000円(消費税込)以上/年</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。 ・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ・広告内に、広告である旨を明記してください。 ・広告欄外に、契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申し込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。 ・1枠1広告の掲載となります。枠の分割はできません。